

群馬県理学療法士協会
GPTA 研究助成金 交付要綱
(令和 7 年 8 月 3 日制定)
(令和 8 年 5 月 27 日改定)

第 1 章 総 則

第 1 条 (目的)

本要綱は、群馬県理学療法士協会（以下「本会」という。）が実施する GPTA 研究助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定め、理学療法学研究の活性化および学術的・臨床的発展を図ることを目的とする。また、経験年数や研究歴を問わず、若手を含む幅広い層の理学療法士が研究に取り組めるよう支援することで、研究活動の裾野を広げることを目指す。

第 2 条 (定義)

1 本要綱において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

(1)「研究代表者」とは、本会会員であって、助成金の申請・執行・報告その他一切の責任を負う者をいう。

(2)「研究期間」とは、助成金の交付決定日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間をいう。

(3)「不正使用」とは、故意又は重大な過失により研究費を他の用途に使用する行為、又は交付決定の内容若しくはこれに付した条件に違反して研究費を使用する行為をいう。

(4)「不正行為」とは、研究成果におけるデータのねつ造、改ざん又は盗用等、研究者として著しく逸脱した行為をいう。

第 3 条 (交付対象者)

助成金の交付対象者は、次の各号すべてを満たす研究代表者とする。

(1) 本会の正会員であること。

(2) 本要綱及び関連規程を遵守し、研究を完遂し得る能力を有すること。

第 4 条 (交付対象経費)

1 助成金で支出できる経費は、研究遂行に直接必要な費用とする。

2 次の各号に該当する経費は対象外とする。

(1) パソコン及び汎用ソフト等、研究以外でも使用可能な物品。

(2) 成果発表を伴わない学会参加費、会議費、飲食代。

(3) 高級筆記具・衣装代など社会通念上不相当と認められる経費。

第 5 条 (助成金の額および支給時期)

- 1 助成金の上限額は1件当たり10万円とする。
- 2 研究代表者は、交付決定日前であっても令和9年4月1日以降に要した経費を遡及して充当できる。

第6条（審査および交付決定）

- 1 申請時の書類に基づく書面審査と対面審査を行ったのち、理事会にて採択可否を決定する。
- 2 採択予定件数は最大5件とする。

第7条（経費の使用及び管理）

- 1 研究代表者は、交付決定通知に記載された目的及び計画の範囲内で経費を適正に使用し、領収書の宛名は「群馬県理学療法士協会」に統一するものとする。
- 2 経費の配分を変更する場合又は当初計画を大幅に変更する場合は、あらかじめ研究支援部の承認を得なければならない。
- 3 謝金の支払いを行う場合には、別途記載の謝金支払いフローに従って資金の管理を行うこと。

第8条（補助事業の中止・廃止・遅延）

- 1 研究代表者は、研究を中止又は廃止しようとするときは、速やかに研究支援部に書面で届け出て、その承認を得なければならない。
- 2 研究の進行が予定期間内に完了できない見込みとなった場合も、速やかに研究支援部に報告し、指示を受けなければならない。

第9条（報告義務）

- 1 研究代表者は、研究の進捗及び収支状況について、本会が求めたときは速やかに報告書を提出しなければならない。
- 2 研究終了後3か月以内に、助成研究報告書及び決算書を研究支援部へ提出する。
- 3 研究代表者は、助成金交付翌年度末までに群馬県理学療法士学会で発表および『理学療法群馬』へ論文投稿を行い、発表物には「群馬県理学療法士協会 GPTA 研究助成金（採択番号）」を明記するものとする。英文の場合は“Research Grant from the Research Support Division of the Gunma Physical Therapists Association (Grant Number)”を記載する。
- 4 研究助成金申請時と所属に変更があった場合には速やかに研究支援部に報告を行い、研究助成継続の可否等について審議をうけること。

第10条（実績報告及び額の確定）

研究支援部は前条の報告書を審査し、必要に応じて調査を行ったうえで助成金額を確定し、研究代表者に通知する。

第11条（交付決定の取消し及び返還）

1 本会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、交付決定の全部又は一部を取り消し、既交付金の返還を命ずることができる。

- （1）助成金を研究目的以外に使用したとき。
- （2）不正使用又は不正行為が認められたとき。
- （3）本要綱又は交付条件に違反したとき。
- （4）正当な理由なく所定の報告を行わなかったとき。

2 前項により返還を命じられた場合、研究代表者は期限内に返還しなければならない。

第12条（細則）

本要綱に定めのない事項については、理事会決議を経て別に定める。

附 則

本要綱は令和7年8月6日から施行する。